

埋蔵文化財包蔵地に該当する場合

⇒ 工事着手前に届け出が必要です。

照会地が「周知の埋蔵文化財包蔵地」に該当する場合は、**文化財保護法第93条第1項に基づく「埋蔵文化財発掘届」（新規工事着手の届出）の提出が義務**付けられ、新規工事着手の60日前までに、東京都教育委員会へ届け出る必要があります。

届出は、区教育委員会の取り扱いなどに関する意見を付けたうえで、東京都教育委員会に提出しますので、**70日前までに目黒区教育委員会生涯学習課文化財係に提出してください。**

提出書類（各1部。①・②・③の様式は、区ホームページからダウンロードできます。）

- ① 発掘届受付書
- ② 埋蔵文化財発掘届
- ③ 土地所有者承諾書（届出者と土地所有者が異なる場合）
- ④ 添付書類：現地案内図・求積図・配置図・基礎伏図・基礎深度のわかる断面図

協議

具体的な取り扱いを区教育委員会と協議をします。

対象地に対する取り扱いの内容は次のいずれかとなります。

- ・現状変更の禁止
- ・発掘調査等（試掘調査・本格調査・立会調査・慎重工事）の指導

存否確認のための立会・試掘調査の実施

照会地の状況により、解体時立会調査あるいは試掘調査のいずれか、または両方を実施します。

但し、工事計画の掘削深度が浅い場合などは、着工時立会調査を指示する場合があります。

○解体時立会調査

現地に建築物などがある場合はこれらの基礎を解体する際に専門の職員が現地に赴いて調査を実施し、遺跡の存否を確認します。（重機で一部掘削をお願いすることもあります。）

○試掘調査

現況が更地の場合は、区教育委員会が試掘調査を実施します。調査費用は区教育委員会が負担します。調査の結果、遺跡の存在が確認され、新規工事により破壊されてしまう場合には、本格調査が必要となります。

以上の調査によって遺跡が確認されなかった場合は、その後の調査の必要はありませんが、工事実施時に立会調査を行う場合があります。

本格調査の実施

立会調査・試掘調査実施の結果、本格調査の必要があると認められた時には本格調査を実施します。

本格調査の目的は、工事により、やむを得ず破壊されてしまう埋蔵文化財を発掘し、記録として保存することにあります。この調査は、現地発掘調査と整理調査からなり、成果を一般に公開するために報告書を作成します。ただし、現地発掘調査終了後は工事に着手することができます。

本格調査の費用負担は事業目的により異なります。

- (1) 公共土木工事・建築や営利目的のマンション建築等の事業の場合は、当該埋蔵文化財の現状保存を不可能とする原因となった土木工事等の事業者負担にいただき、調査を実施します。
- (2) 個人専用のための土木工事・住宅建築等の事業の場合は、公費負担により調査を実施します。

（お問い合わせ）

目黒区教育委員会事務局 生涯学習課文化財係

目黒区中目黒3-6-10（めぐろ歴史資料館内）

受付時間：平日 8:30～17:00

※1階ロビーの内線電話で

文化財係をお呼び出してください。

電話：03 - 5722 - 9320

埋蔵文化財に関する情報は、
目黒区ホームページでも確認できます。

埋蔵文化財関係手続きの流れ

(埋蔵文化財包蔵地に該当する場合)

